

3 一般行政職の級別職員数等の状況

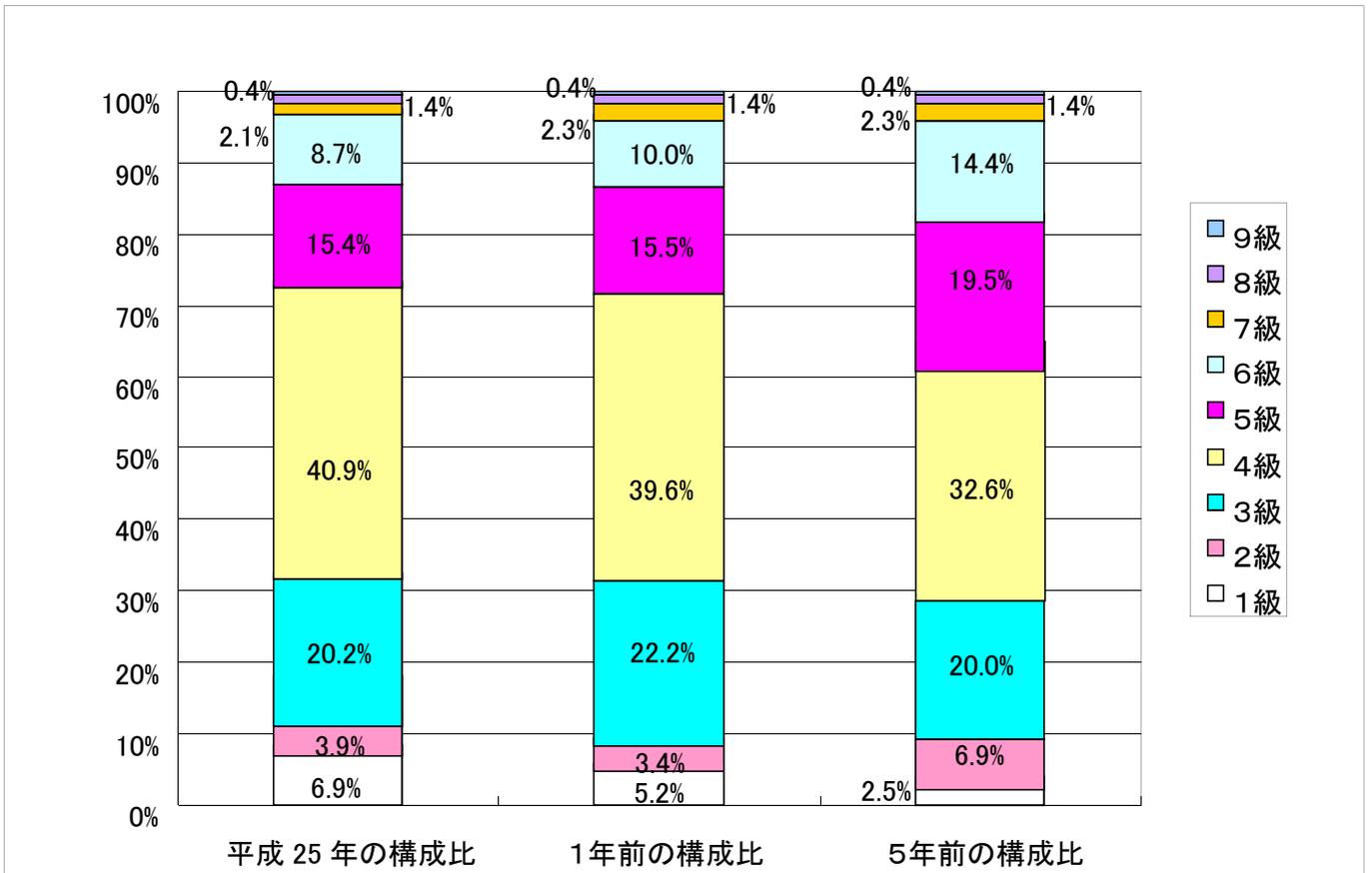
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により 1 級から 9 級までの 9 区分に分かれており、これらは、10 級制となっている国の行政職俸給表(一)の 1 級から 9 級までの区分と同じです。

平成 25 年 4 月 1 日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	274 人	6.9%	136,183 円	244,747 円
2 級	主事・技師	157 人	3.9%	186,598 円	309,123 円
3 級	主任・係長	805 人	20.2%	223,858 円	356,225 円
4 級	専門員	1,629 人	40.9%	263,026 円	389,969 円
5 級	課長補佐・主幹	615 人	15.4%	290,443 円	402,322 円
6 級	課長	346 人	8.7%	321,978 円	424,417 円
7 級	参事	84 人	2.1%	367,774 円	458,161 円
8 級	局長	54 人	1.4%	414,775 円	480,256 円
9 級	部長	17 人	0.4%	466,597 円	540,012 円
計		3,981 人	100.0%		

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年12月1日現在を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

平成18年度からは、全職員について実績及び能力評価を行い、その評価結果に基づき昇給区分（A～E）を決定しています。

平成26年1月1日の昇給の状況は次のとおりです。

（知事部局の職員の昇給区分別人員分布率）

	A区分	B区分	C区分	D区分	E区分	成績証明 なし
特定職員	10.5%	28.4%	60.5%	0.6%		0%
特定職員 以外の職員	4.8%	19.4%	71.2%	2.9%		1.6%

※ 特定職員：行政職給料表7級（国の行政職俸給表7級に相当する級）以上の適用を受ける職員